

浜松市立内山真龍資料館寄託資料に関する内規

- 1 浜松市立内山真龍資料館に資料を寄託しようとする者は、あらかじめ申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、受託すると決定したときは、資料受託証（第2号様式）を交付する。
- 3 受託期間は、3年とし、受託期間満了日前までに市長又は受託者のいずれか一方から、返還の意思表示がされた場合は、この限りではない。
- 4 受託物は、特別の場合のほか、資料館所蔵のものと同じの取扱いをする。
- 5 受託物は、資料受託証と引換えに返還する。
- 6 資料の寄託及び返還に要する費用は、寄託者の負担とする。
- 7 受託物が天災その他不可抗力により損傷し、又は滅失した場合は、市はその責めを負わない。
- 8 第三者が受託物の閲覧等を申請するときは、浜松市立内山真龍資料館条例（浜松市条例第256号）第10条及び浜松市立内山真龍資料館条例施行規則（浜松市教育委員会規則第35号）第4条、第5条の規定を準用する。

附 則

この内規は、平成18年12月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成19年4月1日から施行する。

第1号様式

浜松市内山真龍資料館寄託申請書

年 月 日

浜松市長 様

住 所
(所在地)

申 請 者
団 体 名
(又は氏名)
電 話 番 号

下記のとおり、資料を寄託したいので申請します。

寄託物件	
寄託期間	年 月 日から 年 月 日まで
寄託理由	
備 考	

第2号様式

浜松市立内山真龍資料館資料受託証

年 月 日

様

浜松市長

年 月 日付けで寄託の申込みがあった下記物件を受託します。

受託物件	
受託期間	年 月 日から平成 年 月 日まで

【受託条件】

- 1 受託物は、特別の場合のほか、資料館所蔵の資料と同一に取り扱います。
- 2 受託期間は、3年とします。ただし、受託期間満了日前までに委員会又は受託者いずれか一方から、返還の意思表示がされた場合は、この限りではありません。
- 3 受託物が天災その他不可抗力により損傷し、又は滅失した場合は、市はその責めを負いません。